

# 練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置等に係る補助金交付要綱

平成27年 3月20日

26練環環第1109号

## (目的)

第1条 この要綱は、練馬区(以下「区」という。)において住宅、事業所または区分所有建築物に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備、家庭用燃料電池システム等の省エネルギー設備の設置等を行う区民、事業者および管理組合に対して、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、省エネルギー対策および地球温暖化対策の推進ならびに区民等の環境意識の高揚を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者をいう。

事業者 区内の事業所(株式会社等においては本店または支店、医療法人等においては主たる事務所または従たる事務所が区内に登録されているものに限る。)で事業を営む従業員20名以下の法人または区内で事業を営む区民(以下「個人事業主」という。)をいう。

管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第3条もしくは第65条に規定する団体または区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

住宅 区民が居住する区内の建築物をいう。

事業所 事業者が事業の用に使用する区内の建築物をいう。

区分所有建築物 区分所有法第2条第1項の区分所有権が設定された建築物であって区内に存するものをいう。

太陽光発電設備 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、電力として供給するシステムをいう。

強制循環式太陽熱利用システム 不凍液や空気等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、太陽熱を給湯や空調に利用するシステムをいう。

自然冷媒ヒートポンプ給湯器 ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。

家庭用燃料電池システム 都市ガス等の燃料と空気中の酸素との反応により発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。

蓄電システム 蓄電池、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の装置によって一体的に構成された、電気を蓄え必要に応じて使用するシステムをいう。

ビークル・トゥ・ホームシステム 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を有するシステムをいう。

直管形LED照明等 既存の直管形蛍光灯器具の全体を交換し、または一部を改修することにより、白色発光ダイオード(LED)を光源に使用する照明にしたものをいう。

改修窓 既設の単板ガラス窓に内窓を設置し、外窓を交換し、またはガラス交換をすることにより断熱機能を強化した窓をいう。

設置日 別表第1に掲げる設備の種類に応じてつぎに定める日をいう。

ア 太陽光発電設備の場合は、電力会社との電力受給契約に基づく系統連系開始日

イ 直管形LED照明等および改修窓の場合は、施工完了日

ウ アおよびイ以外の設備の場合は、保証書等に記載された購入日または設備の引渡日

エ アまたはウに規定する日以降に設備の設置を行った建築物の引渡しがされた場合は、当該建築物の引渡日

(補助金交付対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備(以下「設備」という。)は、つぎの各号に掲げる要件を満たすものとする。

別表第1補助の対象となる設備の種類欄に掲げる設備であること。

設備ごとに別表第1補助の対象となる設備の要件欄に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、自然冷媒ヒートポンプ給湯器の項については要件のいずれかを満たしていること。

設備の設置、交換および改修(以下「設置等」という。)を行った時点で当該設備が未使用であること。

住宅に設置等を行う設備の場合は、区民自らが居住する住宅の居住の用に供する部分に使用するものであること。

事業所に設置等を行う設備の場合は、当該設備を設置する事業所の事業の用に供する部分に使用するものであること。

区分所有建築物に設置等を行う設備の場合は、当該設備を設置する建築物の共用部分に使用するものであること。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付申請ができる区民は、つぎの各号のいずれにも該当するものとする。

自らが居住する住宅に設備を購入し、設置または改修を行っていること(当該住宅の住居の用に供する部分に使用するため、当該住宅に隣接する建築物等(設備の設置を行った建築物と所有者が同一であるものに限る。)に設備の設置を行っている場合を含む。)または設備(改修窓を除く。)を設置した住宅を購入し居住していること。

設備の設置または改修に係る費用を自らが全額支払っていること。

補助金の交付申請時において、区税(住民税および軽自動車税をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。

太陽光発電設備の場合は、電力会社と太陽光発電設備を含む電力受給契約を締結し、発生する余剰電気を供給していること。

2 補助金の交付申請ができる事業者は、つぎの各号のいずれにも該当するものとする。

自ら事業を営む事業所に設備を購入し、設置等を行っていること（当該事業所の事業の用に供する部分に使用するため、当該事業所に隣接する建築物等（設備の設置を行った建築物と所有者が同一であるものに限る。）に設備の設置を行っている場合を含む。）または設備（直管形LED照明等および改修窓を除く。）を設置した建築物を事業所として購入し、事業を営んでいること。

設備の設置等に係る費用を全額支払っていること。

補助金の交付申請時において、個人事業主にあつては区税、法人にあつては法人住民税を滞納していないこと。

太陽光発電設備の場合は、電力会社と太陽光発電設備を含む電力受給契約を締結し、発生する余剰電力を供給していること。

3 補助金の交付申請ができる管理組合は、つぎの各号のいずれにも該当するものとする。

管理する区分所有建築物の共用部分に使用するために設備を購入し、設置等を行っていること（当該区分所有建築物の共用部分に使用するため、当該建築物に隣接する建築物等（設備の設置を行った建築物と管理者が同一であるものに限る。）に設備の設置を行っている場合を含む。）。

設備の設置等に係る費用を全額支払っていること。

太陽光発電設備の場合は、電力会社と太陽光発電設備を含む電力受給契約を締結し、発生する余剰電力を供給していること。

（交付申請の制限事項）

第5条 前2条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付申請ができないものとする。

設備の設置等を行った住宅、事業所または区分所有建築物に、この要綱に定める補助金の交付を受けた、または交付申請している同一種別の設備が存するとき。ただし、当該補助金の交付を受けた設備が申請日において第11条第1項に規定する管理期間を経過している場合を除く。

この要綱により補助金の交付を受けた設備について第12条の規定による承認を得ずに処分し、当該設備と同一種別の設備について補助金の交付申請をしたとき。

区民が設備の設置等を行った場合において、居住の用に供する部分以外の使用に供しているとき。

管理組合が設備の設置等を行った場合において、共用部分以外の使用に供しているとき。

設備の設置等を行った建築物および隣接する建築物等に設備の設置等を行った場合の建築物等が共有の場合または自らの所有に属さない場合において、補助の対象となる設備の設置等および本補助金の申請について、当該建築物等の所有者全員の同意が得られていないとき。

同一事業者における、同一種別の設備に対する補助金の交付は、設置する事業所の所在地にかかわらず1回に限る。ただし、当該補助金の交付を受けた設備が申請日におい

て第11条第1項に規定する管理期間を経過している場合を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、つぎの各号のいずれか低い方とする。

設備の購入費および設置等工事費用ならびに設備の設置等工事に際して発生する既存設備の撤去費および処分費から消費税の額を除き、さらに当該設備に対する国等の補助金額を差し引いた額(以下「設置費用」という。)の2分の1の額。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2に定める補助上限額

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設備の設置等を行うことによって立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で設備の設置等を行い、設備の設置等が完了した後に、別表第3に掲げる申請期間内に、つぎの各号に掲げる全ての書類を添えて、練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置等に係る補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

補助金交付申請設備内訳書(第2号様式)

設備の形式および性能を示すもの(メーカーが発行するカタログ等)

設備の製造番号を示すもの(太陽光発電設備の場合は出力対比表、その他の設備についてはメーカーが発行する保証書等。ただし、直管形LED照明等および改修窓の場合を除く。)

つぎに掲げる写真

ア 設置等を行った設備の設置等の状況が確認できる写真(太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)

イ 設置等を行った設備の形式・製造番号が記載された部分の写真(太陽光発電設備の場合を除く。)

ウ 設備の改修前の状況が確認できる写真(直管形LED照明等および改修窓の場合に限る。)

つぎに掲げる設置日を確認できる書類

ア 電力会社が発行する購入電力量のお知らせまたは購入料金等のお知らせの写し(太陽光発電設備の場合に限る。)

イ 施工完了届(第3号様式)(直管形LED照明等および改修窓の場合に限る。)

ウ 設備の保証書等の写し(太陽光発電設備、直管形LED照明等および改修窓の場合を除く。)

エ 新築物件の場合は、上記アもしくはウのいずれかまたは両方の書類に加え、建築物の引渡日が確認できる書面の写し

経済産業省が発行した再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写しおよび電力会社との接続契約が締結されたことを確認できる書面の写し(太陽光発電設備の場合に限る。)

太陽光発電設備の配置を記した図面（太陽光発電設備の場合に限る。）

直管形LED照明等機材内訳表（第4号様式）（直管形LED照明等の場合に限る。）

直管形LED照明等導入に関する安全性確認書（第5号様式）（直管形LED照明等の場合に限る。）

窓改修資材内訳表（第6号様式）（改修窓の場合に限る。）

改修箇所を記した建築物の平面図（直管形LED照明等および改修窓の場合に限る。）

領収証（写し）貼付け台紙（第7号様式）に添付した設置等に係る領収書および内訳書の写し

申請者に応じてつぎに掲げる書類

ア 申請者が区民の場合は、住民票の写し（世帯全員のもので申請日前3か月以内に作成された原本であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項の個人番号を記載されていないものに限る。）

イ 申請者が事業者で法人の場合は、登記簿謄本（申請日前3か月以内に作成された原本に限る。）

ウ 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し（申請日前3か月以内に作成された原本に限る。）および設備の設置等を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類

エ 申請者が管理組合の場合は、当該管理組合の管理規約および申請の対象となる設備の設置等に係る決議書の写しまたはこれに代わるもの

申請者が事業者（個人事業主を除く。）である場合は、申請の前年度（申請の時点で前年度の証明書が発行できない場合は、申請の前々年度）の法人住民税に係る納税証明書または非課税証明書

設備の設置等を行った建築物および隣接する建築物等に設備の設置等を行った場合の建築物が共有の場合または申請者の所有に属さない場合は、申請者を除く所有者全員の承諾書（第8号様式）

その他区長が必要と認める書類

- 2 複数の設備を同時に申請する場合、前項各号に掲げる書類のうち、それぞれの設備に共通する書類については1通を提出すれば足りるものとする。
- 3 申請者が区民および個人事業主である場合の第4条第1項第3号および同条第2項第3号に規定する区税を滞納していないことの確認は、区長が申請者の同意に基づいて区税の納付状況を調査する方法等により行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請者自ら申請を行うことが困難な場合は、設備の販売業者等（以下「代行者」という。）が申請者に代わって申請手続を行うことができる。その場合、同項に定める書類に加えて、申請者が代行者を定めたことを示す代行申請確認書（第9号様式）を提出しなければならない。
- 5 申請者は、区が求めた場合には、設備の設置等の安全性を確認する書類の提出に応じるものとする。

6 申請者は、区が設備の設置等の状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力するものとする。

(予算の配分)

第8条 区長は、別表第3に掲げる期の区分ごとに、予算を配分する。

2 予算は、各期に属する設置日の期間に比例して、第1期に12分の5、第2期に12分の4、第3期に12分の3を配分する。この場合において、第1期に執行残があるときは、第2期に7分の4、第3期に7分の3を配分し、第2期に執行残があるときは、その全額を第3期に配分する。

3 予算の配分に際しては、1,000円を単位として除算し、剰余はより早い期に加算する。

(申請の受付、交付または不交付の決定、通知等)

第9条 区長は、第7条の規定による申請を期ごとに受け付け、その内容を審査し、要件を満たすものについて抽選を行うことにより補助対象者を決定するものとする。

2 抽選による決定手続に関する規定は、環境部長が別に定める。

3 区長は、第1項の規定による審査および抽選の結果、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(第10号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

4 区長は、第1項の規定による審査および抽選の結果、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第11号様式)により申請者に通知する。

(承継)

第10条 申請者または前条第3項の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が補助金の交付申請後、次条に定める管理期間の満了日までに死亡する等やむを得ない事情により、その地位を他の者が引き継いだときは、その承継者は、つぎに掲げる届を速やかに区長に提出しなければならない。この場合において、承継者は、申請者または補助金受給者が区民の場合においては申請に係る住宅に現に居住している区民、事業者の場合にあっては、申請に係る事業所で現に事業を営んでいる者でなければならない。

申請者または補助金受給者の地位を承継する者は補助金申請者・受給者の地位承継届(第12号様式)

申請者の地位を承継するものは、前号の様式に加え、補助金申請者の地位の承継に伴う補助金振込先口座の変更届(第12号様式の2)

(管理)

第11条 補助金受給者は、補助金の交付を受けた設備(以下「補助金交付設備」という。)について、補助金交付決定日から起算して5年間を管理期間とし、その期間が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助金受給者は、管理期間内に補助金交付設備が損傷または滅失したときは、その旨を区長に届け出なければならない。

3 補助金受給者は、設備の設置および使用により生ずる光の反射や騒音等について、その発生の防止に努め、周辺環境の保全に配慮しなければならない。

(処分の制限)

第12条 補助金受給者は、補助金交付設備を管理期間内に処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第13号様式)を区長に提出し、処分の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める場合は、補助金交付設備を処分した後に処分承認申請書を提出することができる。

(処分の承認)

第13条 区長は、補助金受給者から前条に規定する処分承認申請書が提出されたときは、その内容を確認し、処分の承認を行うものとする。

(補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第14条 区長は、補助金受給者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付された補助金の全部または一部の返還を請求することができる。

虚偽の申請または届出をしたことが判明したとき。

補助金受給者の責により、管理期間内に補助金交付設備を損傷または滅失したとき。

前条に規定する処分の承認を得ずに、管理期間内に補助金交付設備を処分したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の返還を請求した場合において、補助金受給者に対し、区長の定めた日から納付の日までの日数に応じ、当該返還請求の金額(その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の端数は切捨て)の納付を命じることができる。

3 区長は、第1項の規定により補助金の返還を請求した場合において、補助金受給者が前項の金額を納付の期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の端数は切捨て)の納付を命じることができる。

(使用状況等の報告)

第15条 区長は、補助金受給者に対し、必要に応じ、補助金交付設備の使用状況および管理状況について、報告を求めることができる。

(補助金受給者に対する協力要請)

第16条 区長は、補助金受給者に対し、区における地球温暖化防止活動の推進のため必要な範囲で協力を要請することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境部長が定める。

付 則(平成27年3月20日26練環環第1109号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(練馬区地球温暖化対策住宅用設備の設置等に係る補助金交付要綱および練馬区地球温暖化対策事業者用設備の設置等に係る補助金交付要綱の廃止)

- 2 練馬区地球温暖化対策住宅用設備の設置等に係る補助金交付要綱（平成22年3月17日21練環政第889号）および練馬区地球温暖化対策事業者用設備の設置等に係る補助金交付要綱（平成22年3月17日21練環政第890号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に前項の規定により廃止する前の練馬区地球温暖化対策住宅用設備の設置等に係る補助金交付要綱および練馬区地球温暖化対策事業者用設備の設置等に係る補助金交付要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

付 則（平成27年3月20日26練環環第1109号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（練馬区地球温暖化対策住宅用設備の設置等に係る補助金交付要綱および練馬区地球温暖化対策事業者用設備の設置等に係る補助金交付要綱の廃止）

- 2 練馬区地球温暖化対策住宅用設備の設置等に係る補助金交付要綱（平成22年3月17日21練環政第889号）および練馬区地球温暖化対策事業者用設備の設置等に係る補助金交付要綱（平成22年3月17日21練環政第890号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に前項の規定により廃止する前の練馬区地球温暖化対策住宅用設備の設置等に係る補助金交付要綱および練馬区地球温暖化対策事業者用設備の設置等に係る補助金交付要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

付 則（平成28年3月15日27練環環第1613号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、平成28年4月15日以後になされた申請、決定その他の行為について適用し、平成28年4月14日以前になされた申請、決定その他の行為については、なお従前の例による。

付 則（平成28年4月11日28練環環第57号）

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

付 則（平成29年3月13日28練環環第1819号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置等に係る補助金交付要綱の規定は、平成29年4月17日以後になされた申請、決定その他の行為について適用し、同日以前になされた申請、決定その他の行為については、なお従前の例による。



付 則（平成29年7月10日29練環環第522号）

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

付 則（平成30年3月1日29練環環第1671号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、平成30年4月16日以後になされた申請、決定その他の行為について適用し、平成30年4月15日以前になされた申請、決定その他の行為については、なお従前の例による。

3 改正後の第2条第15号アの規定にかかわらず、太陽光発電設備において、受給開始日（購入開始年月日）が平成30年2月1日から同年6月30日の期間内であることを証明できる場合に限り、系統連系開始日（買取起算日）が平成29年11月1日から平成30年1月31日の期間内であっても、平成30年度第1期での申請を認める。

付 則（平成31年1月25日30練環環第1582号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、平成31年4月15日以後になされた申請、決定その他の行為について適用し、同月14日以前になされた申請、決定その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係） 設備の種類およびその要件

補助の対象となる設備の種類	補助の対象となる設備の要件
太陽光発電設備	<p>ア 太陽電池の公称最大出力の合計値が2キロワット以上であること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）または国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。</p>
強制循環式太陽熱利用システム	<p>一般財団法人ベターリビング優良住宅部品（BL部品）認定を受けた機器または区長がそれと同等と認めるものであること。</p>
自然冷媒ヒートポンプ給湯器	<p>ア 日本工業規格JIS C 9220評価に基づく性能表示がある機種においては、ふる保温機能のある機種は、年間給湯保温効率（JIS）が2.7以上、ふる保温機能のない機種は、年間給湯効率（JIS）が3.1以上であること。ただし、容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型を含む。）、多缶式タイプ（薄型2缶等）および多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS）もしくは年間給湯効率（JIS）が2.4以上であることまたは区長がそれと同等と認めるものであること。</p> <p>イ 一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプおよび多機能タイプ）については、年間給湯効率が2.7以上であること。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したものであること。</p>
蓄電システム	<p>国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象機器として登録されているもの、または区長がそれと同等と認めるものであること。</p>

<p>ビークル・トゥ・ホームシステム</p>	<p>国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターが認めたもの、または区長がそれと同等と認めるもののうち、電気自動車等からの電力を当該申請に係る建築物の分電盤を通じて使用するために必要な機能を有するものであること。</p>
<p>直管形LED照明等</p>	<p>ア 既設の直管形蛍光灯照明の器具全体を直管形LED照明等器具に交換すること、または既設の直管形蛍光灯照明の部品の一部を改修することで、直管形LED照明等の専用器具とすること(直管形LED照明等導入に関する確認書により、安全性を確認できる場合に限る。)</p> <p>イ 固有エネルギー消費効率が75lm/W以上であり、かつ、LEDモジュール寿命が4万時間以上であること。</p> <p>ウ イにかかわらず、LEDを光源とした内照式表示灯にあっては、定格寿命が3万時間以上であること。</p> <p>エ 直管形LED照明等を導入後の消費電力量が、交換前または改修前に比べ、建築物全体で減少していること。</p> <p>オ 設備の交換費用(消費税を除く。)が10,000円以上であること。</p>
<p>改修窓</p>	<p>ア 設置に用いる窓およびガラスは、国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金において、一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象となる製品として登録されているものであること。</p> <p>イ 助成対象事業を実施する既存建築物(以下「助成対象建築物」という。)における1の居室(助成対象建築物が集合住宅の場合にあっては、各住戸の1の居室とし、事業所にあっては、1の事務室とする。以下同じ。)において、設置される全ての窓(換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等および既に高断熱窓を設置している窓を除く。以下同じ。)について、つぎに掲げるいずれかの設置工事を実施すること。</p> <p>(ア) 内窓設置(既存窓の内側に新たに窓を設置するものをいう。)</p>

	<p>(イ) 外窓交換(既存窓を取り除き、新たに窓を設置するものをいう。)</p> <p>(ウ) ガラス交換(既存窓に入ったガラスを交換するものをいう。)</p> <p>ウ 前号の設置工事と合わせて、当該1の居室以外の他の居室または廊下、玄関その他の非居室(以下「その他の部屋等」という。)に高断熱窓の設置をする場合にあっては、その他の部屋等における1枚以上の窓について、高断熱窓の設置をすること。</p> <p>エ 既存単板ガラス窓からの改修であること。</p> <p>オ 設備の改修費用(消費税を除く。)が10,000円以上であること。</p>
--	--

別表第2(第5条関係)設備ごとの補助金交付対象者および補助上限額

補助の対象となる設備の種類	補助金交付対象者	補助上限額
太陽光発電設備	区民・事業者	50,000円
	管理組合	200,000円
強制循環式太陽熱利用システム	区民・事業者	25,000円
	管理組合	200,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器	区民・事業者	25,000円
家庭用燃料電池システム	区民・事業者	50,000円
蓄電システム	区民・事業者	60,000円
	管理組合	200,000円
ビークル・トゥ・ホームシステム	区民・事業者	25,000円
	管理組合	200,000円
直管形LED照明等	事業者	20,000円
	管理組合	200,000円
改修窓	区民・事業者	40,000円
	管理組合	200,000円

別表第3（第7条関係） 設置日に係る申請期間

期	設置日	申請期間
第1期	2月1日から6月末日まで	4月15日から7月末日まで
第2期	7月1日から10月末日まで	第1期申請期間最終日の翌日から11月末日まで
第3期	11月1日から1月末日まで	第2期申請期間最終日の翌日から2月末日まで

備考 各期の申請期間の初日が、練馬区の休日を守る条例（平成元年3月練馬区条例第1号）第2条第1項で定める区の休日にあたる場合には、その直後の平日を初日とする。各期の申請期間の最終日についても、同様の扱いとする。